

美里町学校体育施設開放事業使用手引き

1 学校体育施設使用団体登録について

【学校体育施設開放の趣旨】

美里町の学校開放事業は、町立小中学校の運動場（校庭）・体育館・武道場の施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、スポーツをする機会を提供することを通して、開かれた学校づくり及び地域コミュニティの形成に寄与することを目的としています。

美里町学校体育施設の開放に関する条例第1条一部抜粋

スポーツ基本法第13条の規定に基づき、学校教育に支障のない範囲で、学校の体育施設を町民の使用に供する。

【団体登録について】

施設を使用しようとする団体は、町内に在住、勤務又は在学する者が5人以上で団体を構成し、当該団体に監督者としての成人が含まれることを条件とします。

毎年度あらかじめ、学校体育施設使用団体登録申請書を提出し、教育委員会に登録する必要があります。

○登録申請書類

- 1 学校体育施設使用団体登録申請書
- 2 団体員名簿

【登録申請書類の提出先】

- 提出先 小牛田地域の学校 ⇒ まちづくり推進課
南郷地域の学校 ⇒ 教育総務課

【登録許可の決定】

提出された登録申請書類は、教育委員会で審査し決定後、学校施設使用団体登録証を団体の代表者の方に郵送いたします。

○登録の有効期間 4月1日から3月31日までの1年間

【登録内容の変更】

団体登録した内容に変更がある場合（代表者の変更、団体員の追加登録・脱退）は、所定の用紙で届出書を提出願います。

○提出書類

- 1 学校体育施設使用団体代表者変更届出書
- 2 学校体育施設使用団体員追加登録届出書
- 3 学校体育使用団体脱退届出書

2 施設使用申請について ※学校ごとの提出先は別表

学校体育施設を使用する登録団体は、翌月分の使用申請書に必要事項を記入し、使用する月の前月1日から15日までの期間（期限厳守）に、担当課へ提出してください。

担当課窓口の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。（電子申請は24時間受付いたします。）

使用できる日時は、下記のとおりです

曜日	運動場（校庭）	体育館及び武道場
休日を除く月曜日 から金曜日	午前5時～午前7時 午後6時30分～午後9時	午後6時30分～午後9時
上記以外	午前5時～午後9時	午前9時～午後9時
小牛田中学校の屋外照明設備については、午後5時から午後9時まで使用可能です。 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日）は使用できません。		

【施設使用日の追加、使用中止】

定期以外に使用する場合は、使用する日の5日前まで（土曜日・日曜日を除く。）の申請受付とさせていただきます。

団体の都合により使用中止する場合は、使用日前日までに下記の連絡先へ申出してください。（使用中止した場合の使用料の取り扱いについては、別途定めがあります。）

《別表》

学校施設名		申請書提出（連絡）先
小牛田小学校	運動場（校庭）・体育館	まちづくり推進課 ☎0229-33-2180
不動堂小学校	運動場（校庭）・体育館	
北浦小学校	運動場（校庭）・体育館	
中埜小学校	運動場（校庭）・体育館	
青生小学校	運動場（校庭）・体育館	
小牛田中学校	運動場（校庭）・体育館	
	屋外照明設備	
不動堂中学校	運動場（校庭）・体育館	
	武道場	

南郷小学校	運動場（校庭）・体育館	教育総務課 ☎0229-58-0500
南郷中学校	運動場（校庭）・体育館	
	武道場	

3 施設使用時の手順について

施設の鍵の受領、保管、開閉する際には、必ず大人が行ってください。鍵の受け渡し及び返却は下記の表のとおりです。

- 1 鍵を借用する際には、備え付けの『鍵貸出簿』に必要事項を必ず記入し『使用報告書』をお持ちください。
- 2 体育館、武道場を使用する場合、機械警備の誤作動を防ぐため、次の点に注意してください。

◆ 解除時（施設に入る時）

機械警備の解除が確認されるまで、操作する人以外の使用者は建物に入らないこと。（解除の確認前に入ると不法侵入者と機械警備が認識してしまうため）

◆ セット時（施設を出る時）

機械警備をセットする時には、操作する人以外の使用者は建物の外に出ること。（セットできなかつたり、不法侵入者と機械警備が認識してしまうため。）

- 3 鍵を返却する際には、備え付けの『鍵貸出簿』に必要事項を必ず記入し、『使用報告書』を返却してください。複数の団体が同じ施設で同じ時間帯に入る場合、鍵の返却を行わない団体も使用報告書は必ず記入してください。なお、鍵の返却は申請時間の15分後までをお願いします。

夜間の鍵の返却について、その日の午後9時15分までに、やむを得ない理由で時間までに鍵の返却ができない場合は、役場本庁舎（☎33-2111）または役場南郷庁舎（☎58-1211）へ電話をし、警備員の了承を得て、翌日の午前中にまちづくり推進課、南郷庁舎1階町民窓口室へ返却してください。

学校施設名		鍵の貸出窓口
小牛田小学校	運動場（校庭）・体育館	8：30～17：15 まちづくり推進課 ☎0229-33-2180 上記時間以外 本庁舎警備員 ☎0229-33-2111
不動堂小学校	運動場（校庭）・体育館	
北浦小学校	運動場（校庭）・体育館	
中埜小学校	運動場（校庭）・体育館	
青生小学校	運動場（校庭）・体育館	
不動堂中学校	運動場（校庭）・体育館	
	武道場	
小牛田中学校	運動場（校庭）・体育館	※屋外照明設備の操作 トレーニングセンター ☎0229-34-2865
	屋外照明設備	

南郷小学校	運動場（校庭）・体育館	8：30～17：15 町民窓口室 ☎0229-58-1211 上記時間以外 南郷庁舎警備員 ☎0229-58-1211
南郷中学校	運動場（校庭）	
	武道場	

4 施設使用料について

- ① 体育館・武道場（1回4時間以内）の使用 210円
 ※4時間を超えた場合、4時間単位で210円を加算
 ※町内のスポーツ少年団が団体本来の活動目的で使用する場合は全額減免
- ② 運動場（校庭） 無料
- ③ 屋外照明設備（小牛田中学校）
 ア 全点灯 30分ごとに 1,080円
 イ 野球、ソフトボール、サッカー、ラグビー等 30分ごとに 860円
 ※町内のスポーツ少年団が団体本来の活動目的で使用する場合は全額減免

使用料は、使用許可書と一緒に送付する納付書（青色）を使用し、納期限までに下記の金融機関等で納付していただきますようお願いいたします。期限までに使用料が納付されない場合、翌月以降の使用を制限させていただくことがありますのでご注意ください。

●**指定金融機関等（コンビニエンスストアでは納付できません。）**

七十七銀行、仙台銀行、JA新みやぎ、JAいしのまき、石巻信用金庫
 古川信用組合、役場会計課、南郷庁舎町民窓口室

●**使用を中止した場合の使用料の取り扱いについて（注意）**

学校行事等により当初予定していた使用ができなくなった場合には、使用料を全額返還します。

団体の都合により使用を中止する場合は、使用日の7日前まで申出があった中止については全額、使用日の6日前から前日までに申出があった中止については半額を後日、返還します。

※ やむを得ない事情（悪天候による気象警報発令時等）による中止であっても、使用を中止する旨の連絡が無い場合は使用料を返還できません。

5 使用にあたっての注意 ※使用方法について

- 1 使用許可した開始及び終了時刻（学校敷地から退出している時刻）を厳守ください。また、体育館の鍵の返却は速やかに行ってください。
- 2 運動場（校庭）は、雨天又はグラウンドコンディションが悪い時には、使用できません。また、小牛田小学校・北浦小学校・中埴小学校の芝生の校庭については、芝が痛みますので、スパイク等、芝を傷める履き物では利用しないでください。
- 3 体育館、武道場及び運動場（校庭）での火気の使用及び飲食物の持ち込みは原則として禁止です。また、学校敷地内はすべて禁煙です。
- 4 施設、設備、備品等の損傷、事故が発生した場合は、使用責任者は必ずまちづくり推進課又は教育総務課へ報告し、さらに使用した学校に速やかに届け出てください。（施設や備品等を損傷した場合は、修繕費用を負担していただく場合がありますのでご注意ください。）
- 5 許可無く物品等を販売しないでください。
- 6 使用後は、必ず清掃及び整理整頓を行い、原状に復するとともに使用環境の向上に努めてください。また、各団体で月1回、体育館のトイレ清掃を行ってください。体育館の消灯の確認も忘れずをお願いします。
- 7 所定の場所以外に車の乗り入れ、駐車はしないでください。特に、路上駐車及び校舎敷地等への車の乗り入れは、児童・生徒の安全上、大変危険ですので、絶対にしないでください。
- 8 施設の使用は複数団体になることもあるので、互いに譲り合い、より有効な活用に努めてください。
- 9 体育館は土足禁止です。また、体育館の床面保護のため、ラインテープ等は使用しないでください。大会等のためどうしても使用する必要がある場合は、事前に学校へ相談し指示を受けてください。
- 10 学校内の備品、器具類等にはみだりに手を触れないでください。競技の支障となる等の理由で移動した場合は、必ず所定の位置に戻してください。（使用できるのは各種目用の用具のみです。また、学校備品を使用する場合は、事前に各学校に対し別途備品の借用申請が必要です。）
- 11 学校体育施設使用登録団体の権利を他人に譲ること、転貸することはできません。各団体で確保している使用枠を他の団体に使用させる場合も、事前にまちづくり推進課又は教育総務課へ報告し、改めて使用申請書を提出してください。
- 12 前各号のほか、学校行事や施設の不具合により急な変更等が生じる場合は、代表者の方に連絡することがあります。その際は担当職員の指示に従ってください。

施設の使用について、不明な点がありましたら、下記連絡先へご相談ください。

連絡先

【小牛田地域】まちづくり推進課 ☎0229-33-2180

【南郷地域】教育総務課 ☎0229-58-0500